◇「給与支払報告書（個人別明細書）」の記入要領 ◇

令和７年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所を確認して記入してください。

控除対象配偶者が70歳以上（昭和30年1月1日以前に生まれた方）のときは「老人」の欄に○を記入してください。
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。

特定扶養親族（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方）がいるときは「特定」の欄に人数を記入してください。

老人扶養親族（昭和30年1月1日以前に生まれた方）がいるときは「老人」の欄に人数を記入し、このうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を「内」の欄にも記入してください。

一般扶養親族（控除対象配偶者、特定扶養親族及び老人扶養親族、年少扶養親族以外の扶養親族）がいるときは「その他」欄に人数を記入してください。

年少扶養親族（平成21年1月2日以後に生まれた方）がいるときは「16歳未満扶養親族の数」の欄に人数を記入してください。

同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合、「障害者の数」の「特別」右欄は特別障害者の人数、左欄は特別障害者のうち同居している人数、「その他」欄は特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、合計所得を記入してください。

扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

受給者本人が該当の欄に○を記入してください。未成年者は平成19年1月3日以後に生まれた方です。乙欄該当者は「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方や、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している方です。

⑦ 記入例

個人番号（マイナンバー）を記入してください。

姓と名の間は一字空けて、**必ずフリガナ**を記入してください。

給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。（小規模企業共済等掛金の額は上段に内書きします。）

「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除の額を記入します。ただし、計算した住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入します。

住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合に、「住宅借入金等特別控除額」を記入します。

年末調整の際に、適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

上記の区分のほか、この控除に係る住宅取得等が、
・「特別特定取得」に該当する場合（※1）には「（特特）」と、
・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合（※2）には「（特）」と、
・「特例特別特例取得」に該当する場合（※3）には「（特特特）」と
併記してください。

※1その住宅の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合が該当。
※2　その住宅の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合が該当。
※３　特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の新築等

年の中途で就職や退職をした方について記入してください。**就職と退職の両方ある場合は、退職のみ記入してください。**

| | | |